

10月は「飼い主マナー向上推進月間」

私たちに最も身近なペットとして親しまれている犬や猫。最近、犬や猫により、ご近所間のトラブルが大変増えていきます。さらに、飼い方を一歩誤れば不意ないざこざが生じたり、ペットを不幸な立場に陥れてしまうことも…。あらためて正しい飼い方をしていくか注意して見直してみましましょう。

飼い主を守る ルールとマナー

犬や猫が健康で寿命いっぱい生きられるように、責任と愛情を持って最後まで面倒を見る覚悟が必要です。途中で嫌になつて捨てることのないよう飼う前によく考えてください。

【犬編】

- 1 犬にはけい留の義務がありますので放し飼いは止めましょう。
- 散歩の時も引き綱・鎖は必ず付けましょう。
- ※けい留：逃げるおそれがなく、かつ、人に危害を加えることのないように、さく、おり、その他囲いの中で飼育し、または鎖でつないでおくこと。
- 2 むだ吠えしないようにしましょう。
- 犬小屋の周囲は常に清潔にし

ましょう。

- けい留されている犬の行動範囲が道路または通路に接しないようにしましょう。
- 普段からコミュニケーションをとり、信頼関係を築きましょう。
- 3 ふんは、飼主が責任を持って始末しましょう。
- 4 犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう。

- 登録は犬の生涯に1回、注射は1年に1回です。
- ・こんな場合に届け出が必要となります。
- 犬を飼ったとき
- 犬が死亡したとき
- 犬の所在地が変わったとき
- 飼主が変わったとき
- 飼主の住所が変わったとき

・登録方法については：市が実施する集団予防注射の時や市内の動物病院で、狂犬病予防注射を受けると同時に登録をすること

ができます。

※市外の動物病院で受ける際は、動物病院が発行する狂犬病予防接種証明書を持って生活環境課へ来庁してください。

- ・登録手数料：犬の登録2000円／注射済票発行400円

【猫編】

- 1 猫による迷惑を無くしましょう。

●猫には、けい留の義務や登録制度がありません。それだけに好きなどころに行つてしまい、飼主の知らない所で、他人に迷惑をかけている場合があります。ほつたらかしにせず、責任をもって飼うようにしましょう。

- ・ゴミあさりを防ぐためにエサは十分に与えましょう。
- ・近所や公共の場を汚さないように自宅以外での排泄をしないようなしつけをしましょう。
- ・飼い猫であることが分かるように首輪やリボンをしましょう。

【共通編】

- 1 犬・猫をすてないで!!
- 子犬・子猫は、必ず飼い主が

見つかるとは限りません。

- 飼い主の責任で、不妊・去勢手術を受けましょう。
- 2 犬・猫にエサだけ与えている人へ!!

●飼うなら責任を持って、他の人への迷惑をかけないように正しく飼いましょう。

ごみの減量化にご協力を!

ごみ処理機購入費の一部補助について

市では、ごみの減量化や資源化を推進しています。その一環として、ご家庭で生ごみ処理機を購入された場合、市から購入費の一部を補助する制度があります。最近購入された方、これから購入予定の方はどうぞご利用ください。

- 対象者
市内在住（※購入時にも当市に住民登録がある方）で、生ごみ処理機を購入した方で、世帯も含めて市税などの滞納のない方。一家庭に1機、コンポストなら2基まで補助します。
- 補助額
購入金額の2分の1（ただし、上限2万円。コンポスト購入の

●無責任な飼い方はみだりに繁殖させ、近隣の皆さんに大変迷惑を掛けることになることも、犬・猫を不幸にしてしまいます。

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎
2111（内線8137）

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎
2111（内線8138）